

公募型プロポーザル方式における提案書の審査結果の公表

次のとおり、提案書の審査結果を公表します。

平成27年6月17日

西条市地域公共交通活性化協議会  
会長 真鍋 和年

- 1 業務名 西条市地域公共交通再編実施プラン策定支援業務
- 2 業務内容 仕様書のとおり
- 3 担当部署 〒793-8601 西条市明屋敷164番地  
西条市地域公共交通活性化協議会事務局  
西条市企画情報部総合政策課  
TEL0897-52-1720（直通）
- 4 特定した日 平成27年6月15日
- 5 被特定者の氏名及び住所  
氏名 株式会社バイタルリード  
代表取締役 森山 昌幸  
住所 島根県出雲市荻杼町274番地2
- 6 被特定者が提案した参考見積り金額  
2,268,000円（税込）
- 7 審査結果

名 称	評価点
株式会社バイタルリード	512
A社	511

# 西条市地域公共交通再編実施プラン策定支援業務仕様書

## 1 委託業務名

西条市地域公共交通再編実施プラン策定支援業務

## 2 目的

西条市地域公共交通網形成計画に係る実施事業に基づき、市民生活を支えるため持続可能な公共交通体系の具体的な導入に向けた検討を支援することを目的とする。業務にあたっては、地域住民の声を反映するとともに、運行体系等の選択肢を示しながら地域とともに実情に応じた定時定路線型バスや乗合タクシーといった運行方式の検討を行うものとする。

また、地域住民との意見交換結果を踏まえて運行ダイヤなどの詳細な運行計画を検討するとともに、H28年度の実証運行に向けた詳細な実施プランを策定するものとする。

## 3 業務対象地域

西条市山間部地域（4路線沿線）のうちモデル地区として加茂地区を対象

## 4 委託業務内容

### （1）地域の現状整理

#### ○地域の状況

- ・地形、世帯分布、施設分布、地域づくりの状況 等

#### ○交通に関する状況

- ・公共交通の運行状況、利用状況
- ・住民の移動の現状、地域の声（既存のアンケート調査結果及びヒアリング結果の整理）

### （2）住民意見交換会

#### ○住民勉強会や意見交換会等の開催

- ・2回以上の開催を想定

#### ○かわら版の発行

- ・2回の発行を想定

### （3）地域公共交通の運行計画

#### ①現地詳細調査等

- ・想定運行ルート・区域及び周辺道路の確認と集落確認（想定車両規格と必要幅員等の確認）
- ・想定される住民の受益と負担のバランス（複数のサービスレベル検討）

## ②実証運行計画策定

- ・運行車両規格、運行ルート、バス停位置、フリー乗降区間、運行ダイヤ、利用料金設定等

## (4) 西条市地域公共交通活性化協議会の運営支援

- ・会議資料の作成及び会議運営に関する事務を補佐する。
- ・会議への出席、説明、議事録の作成等
- ・協議会は2回の開催を予定しているが、本業務の運営補助は2回を想定している。

## (5) 報告書の作成

- ・委託業務完了時に業務内容について報告書を作成する。

## (6) その他

- ・必要に応じて、事務局と打合せ等を行う。

## 5 成果品

基本的に以下のとおりとするが、協議により部数について増減することがある。

- (1) 報告書 (A4版、2部)
- (2) (1) の電子データ (CD-ROM等、一式)

## 6 履行期間

契約の日から平成28年3月25日まで

## 7 業務に必要な書類等

- (1) 業務着手時に次の関係書類を提出し、委託者の承認を受けること。
  - ・技術者等届
  - ・委託業務着手届
  - ・業務計画書
- (2) 業務完了時に次の関係書類を提出し、委託者の承認を受けること。
  - ・委託業務完了届
  - ・成果品

## 8 業務履行の確認

関係書類に基づき検査担当職員の検査を受けるものとする。

## 9 成果の帰属

本業務における成果は全て西条市に帰属するものであり、市の許可なく複写、複製又は第三者に提供してはならない。

## 10 個人情報保護

業務に関して知り得た個人情報は、すべて西条市が保有する個人情報であり、市の許可なく複写、複製又は第三者に提供してはならない。また、業務完了後は、電子データを含む個人情報のすべてを本市に提出するものとする。

## 11 委託料の支払

業務完了後、全額を完了払いとする。

## 12 その他

- ・ 成果品に文献資料を用いる場合は、著作権侵害等に注意した上、出典等明記する。
- ・ 業務に関する調査並びに計画検討については、手法や内容について十分に協議し進めること。
- ・ 市は、必要に応じて委託業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- ・ 受託者は、本仕様書に明記された事項及び明記されていない事項について、疑義が生じた場合は速やかに市と協議し、受託者の指示の下業務を円滑に遂行することとする。